

令和 8 年 8 月 31 日

長崎県知事
平田 研 様

公益社団法人長崎県看護協会
会長 日野出 悦子

要 望 書

国の将来推計より、およそ17年早いスピードで少子化が進んでいる中、人口減少の歯止めは厳しく、また、高齢化の進展に伴い単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が進むなど、我が国の社会構造は大きな転換期を迎えています。

この様な将来変化の予測が困難な中、看護を取り巻く環境も、デジタル技術の推進や柔軟な働き方の導入など、急速に変化してきている状況です。

これから、高齢者の更なる増加が見込まれ、医療と介護の複合的なニーズを有する人々の増加につながることから、治療や療養、そして看取りの場は、在宅等、今以上に地域を中心としたものへ移行していくと考えられます。その対応のためには、在宅医療・看護・介護に携わる質の高い看護職の十分な確保が不可欠であります。

また、令和 8 年度は、診療報酬や介護報酬改定、そして新たな地域医療構想策定や医療計画中間見直し、看護職員の需給見通しの本格的な検討など、2040 年を見据え変革の時を迎えています。

すべての地域、あらゆる世代の人々が、適切に医療や看護を受けるためには、それらを支える看護職がやりがいを持って働き続けられるための環境整備は欠かせません。看護が必要とされるあらゆる場で、専門職として、県民のニーズや期待に添えていくために、以下の事項について要望するとともに、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要 望 事 項

- 1 看護職一人ひとりのウェルビーイングの向上について
- 2 持続可能な看護提供体制の構築について
- 3 より高い自律性を持った専門職としての活躍について
- 4 災害発生時及び感染症拡大時における看護提供体制の整備について

令和 8 年度 県への要望書 長崎県からの回答

Ⅰ. 看護職一人ひとりのウェルビーイングの向上について

【要望】

Ⅰ) ハラスメント防止対策の推進

- 看護職の半数近くが経験している患者からの暴力・暴言・ハラスメントに対し、各医療機関の実態把握に努めるとともに、相談窓口や地域社会全体への啓発活動の強化等、看護職が安心して働き続けられる職場環境の構築を講じられたい。

【回答】

- 職場における、いわゆるカスタマーハラスメント対策は、労働施策総合推進法に基づき、全ての事業主に対し、その責任において必要な措置を講ずることが義務付けられている。
- 県では、医療安全対策の一環として、本年 3 月にパシエントハラスメントに関する研修会を開催し、医療現場における対応力の向上に取り組んでいる。
- また、医療機関における取組状況を把握するため、今年度から病院立入検査の検査項目に「院内におけるハラスメント対策」を追加している。
- 立入検査では、法令に基づき事業主が行うこととされている「ハラスメント防止に関する方針の策定」「相談窓口の整備」「事案発生時の迅速かつ適切な対応」「職員アンケート等の実施」などの取組状況を確認しており、組織的な対応体制が不十分と認められる場合には、必要な改善を求めている。
- このほか、県では、医療勤務環境改善支援センターによる労務管理等の専門アドバイザーの派遣等を実施しており、医療機関からの制度についてのお尋ねなどに対して、引き続き支援を行っている。
- 今後も、関係法令や通知等を踏まえ、医療現場におけるハラスメント防止対策の推進に努めてまいりたい。

2. 持続可能な看護提供体制の構築について

【要望】

1) 地域における保健師の確保と活躍推進

- 令和8年5月15日付厚生労働省通知「地域における保健師の保健活動について」の指針が示された。近年、各自治体における保健師の役割は拡大し、その業務は年々増大・高度化していることから、役割発揮のための資質向上は急務であるため、実践力強化と資質向上に向けた人材育成の強化を講じられたい。
また、保健師をマネジメントする統括保健師の未設置の市町に対し、組織的な実現に向けた対策を講じ、保健師の採用と確保に困難な離島・へき地の市町においては、人材確保・定着に資する支援を図られたい。

【回答】

(自治体保健師の人材育成の強化)

○県としては、保健師の人材育成は重要と考えており、「長崎県保健師人材育成ガイドライン」を踏まえ、毎年度、キャリアレベルに応じた集合研修として、「新任期研修」、「プリセプター研修」、「地域保健対策推進のための研修」、「管理期研修」を市町職員も対象に実施している。

○令和8年度は、保健所及び市町の参加率が、新任期100%、プリセプター研修84%、管理期研修96.5%となっている。

○県では、保健所統括保健師による管内市町へのOJT促進の取組に併せ、未受講の市町に対して研修参加を呼びかけており、引き続き、市町における保健師の人材育成の取組の促進に努めてまいりたい。

(統括保健師未設置市町への対策)

○市町統括保健師については、市町に対する研修会等の機会を通じて、統括保健師の役割や必要性について説明するなど、設置に向けた働きかけを行っている。

○県としては、特に、有事に備えた平時からの支援体制確保が必要であることから、保健師活動の組織横断的な総合調整を担う『統括保健師』の配置は、重要であると認識している。

○引き続き、市町に対し、統括保健師の役割や必要性について丁寧かつ粘り強く説明を行うとともに、看護協会とも意見交換をしながら、設置促進に取り組んでまいりたい。

(保健師の人材確保・定着への支援)

○保健師人材の確保及び定着は、離島・へき地に限らず、県及び市町に共通する課題であると認識している。県では、保健師養成課程を有する大学での講義や、保健所等における実習生の受入れなど、様々な機会を通じて、県内の公衆衛生看護業務の魅力ややりがいについて積極的に発信している。

○併せて、長崎県移住支援公式ホームページ「ながさき移住ナビ」において、県外在住者に向けて、県及び各市町の保健師採用情報を発信している。

【要望】

2) 業務効率化における看護DXの推進

- 近年の少子化傾向により、看護職確保が困難な状況が予測されることから、高度・複雑化している医療の中で、看護職員が専門性を発揮し、看護本来の業務を遂行するためには、看護DX導入による業務効率化は必須である。看護DXの導入、活用について継続的な支援の強化を図られたい。
- ICT機器を導入する場合、安全に業務・ケアを遂行できるように整備し、活用できる人材が重要である。そのため看護DXに対応できる人材育成に必要な研修等に対して支援を図られたい。

【回答】

- 少子化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、看護職員が専門性を発揮し、質の高い看護を持続的に提供していくためには、業務効率化や業務改善を進める看護DXの推進が重要であると認識している。
- 県では、国の補正予算を活用し、業務効率化に取り組む医療機関に対し、ICT機器等の導入経費への支援を行うとともに、医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善の取組を支援しているところである。
- また、看護DXの推進に当たっては、機器やシステムの導入だけでなく、それらを効果的に活用し、現場の業務改善につなげる人材の育成も重要であると認識している。
- このため、国の事例紹介などの取組について、県看護協会をはじめ関係団体と連携しながら情報提供に努めるとともに、県内医療機関における好事例の横展開を進めるなど、看護DXの推進に取り組んでまいりたい。

3. より高い自律性を持った専門職としての活躍

【要望】

1) 看護管理者育成支援事業

- 2040年を見据えた医療機関の分化・連携と地域包括ケアシステムの推進のために、医療機関にとどまらず、地域まで俯瞰できる人材育成を行う認定看護管理者教育課程研修受講に対する新たな助成制度の創設を講じられたい。

【回答】

- 地域包括ケアシステムの推進や医療ニーズの複雑化が進む中、看護管理者には、組織運営や人材育成に加え、多職種との連携や地域との協働を推進する役割が期待されており、その資質向上は重要であると認識している。
- 認定看護管理者教育課程は、看護管理に必要な専門的知識や実践能力を体系的に習得する機会であり、医療機関における看護サービスの質の向上や勤務環境改善にも資するものと考えている。
- 一方で、本県の限られた財源の中では、看護職員の確保・定着に向けた施策における優先順位や、他の資格取得支援制度との整合性などを踏まえる必要がある。
- このため、国の動向や他県の取組も参考にしながら、まずは認定看護管理者の養成に係る状況やニーズの把握に努めてまいりたい。

【要望】

2) アドバンス助産師認証取得のための支援

- 周産期医療体制を進める中で、ハイリスク妊産婦等適切な対応や判断ができるアドバンス助産師を増やすために、認証獲得のための研修受講にかかる支援を図られたい。

【回答】

- 周産期医療を取り巻く環境が変化する中、ハイリスク妊産婦への対応や産後ケアの充実など、多様化・高度化するニーズに対応できる助産師の確保・育成は重要であると認識している。
- 特に、アドバンス助産師は、専門性の高い知識・技術を有し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを支える人材として期待されているところである。
- 県では、看護職員の資質向上や定着促進を目的として、認定看護師等の資格取得支援に取り組んでいるほか、周産期医療体制の確保に向けた各種施策を実施している。
- ご要望のアドバンス助産師の認証取得に係る支援については、他県の状況等確認したところ、支援制度を設けているものの申請がない県も見受けられることから、まずは医療機関における制度への理解促進を図ることが重要であると考えている。
- 引き続き、関係団体の意見も伺いながら、周産期医療体制の確保の観点から検討してまいりたい。

4. 災害発生時及び感染症拡大時における看護提供体制の整備

【要望】

1) 災害時に即応できる体制の強化

- 平時から災害支援ナースの実践力強化及び意識向上を図るためのフォローアップ研修が必要である。また、災害支援ナース登録者数を増やすためには、未締結施設への周知啓発を図る必要もあることから、研修会開催に係る予算確保を図られたい。

【回答】

- 熊本地震に伴う災害支援ナースの派遣については、多大なご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。
- 災害支援ナースの確保や質の担保は災害時における看護提供体制を維持するうえで重要であると認識している。
- 今後、熊本地震に伴う災害支援ナースの活動状況などを踏まえ、災害時における看護提供体制のあり方について共に検討してまいりたい。
- なお、本県においては、災害時における保健医療福祉調整の実践的な訓練を例年実施しており、令和8年度には貴会にも見学いただいたところである。ご希望があれば、災害支援ナース等に次年度の訓練へ参加いただくことで、災害対応や関係機関との連携について理解を深めていただき、災害に即応できる体制づくりの一助になればと考えている。